

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のり・デザインを引き続き全面展開する。『「交通空白」解消に向けた取組方針2025』に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

地域公共交通確保維持改善事業等	
令和7年度補正	352億円
令和8年度	206億円
・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）	
：令和7年度補正	510億円の内数、令和8年度 4,597億円の内数
・鉄道施設総合安全対策事業費	
：令和7年度補正	50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
・訪日外国人旅行者受入環境整備	
：令和7年度補正	78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

- 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保
 - 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)
 - 『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム』パイロット・プロジェクト推進
(複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)
 - 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
 - デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進
- 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援
 - 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
 - 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援
- 財政投融资（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）
- ※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施



複数事業者による共同化

- 集中対策期間における「交通空白」解消
 - デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し
(調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等への支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

- 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）
 - 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
 - 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
 - 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

- 自動運転の事業化に向けた重点支援
- 地域交通DX(COMmmONS等)による生産性等の向上
(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

- ローカル鉄道再構築
(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)
- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

- 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等
 - 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
 - バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
 - 地域鉄道における安全対策
 - 安全に問題があるバス停の移設等

官民連携都市再生推進事業（通称：官民事業）

○ 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定

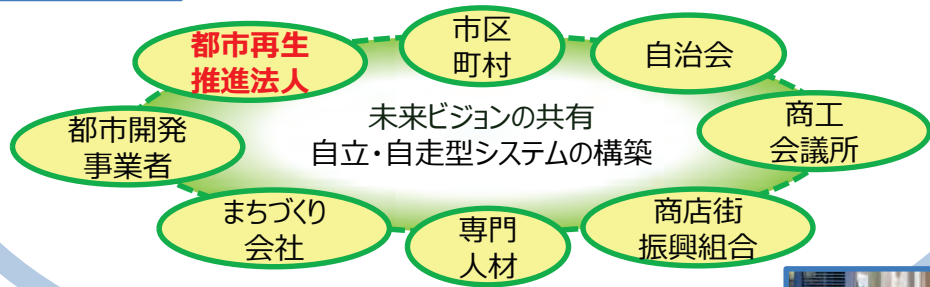


①エリアプラットフォームの構築

まちなか再生に向けたビジョン実現のために一体となって取り組む人材の集積



(取組例)



(取組例)



③成果連動プログラム型社会実験

未来ビジョンに基づくエリアマネジメントの自走化に向けた取組



(取組例)

普及啓発事業



- <補助対象事業>
- (1) エリアプラットフォーム活動支援事業
 - ① エリアプラットフォームの構築
 - ② 未来ビジョン等の策定
 - ③ 成果連動プログラム型社会実験
 - (2) 普及啓発事業
- <補助対象事業者>
- (1) エリアプラットフォーム活動支援事業
エリアプラットフォーム
(都市再生推進法人を含むもの)
 - (2) 普及啓発事業
都市再生推進法人、民間事業者等
- <補助率>
- 定額：(1)①エリアプラットフォームの構築及び(2)普及啓発事業
- 1/2：(1)②未来ビジョン等の策定及び③成果連動プログラム型社会実験

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会
交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）
 ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業
 ○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。
 ※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】
 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域
 (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
 (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
 (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
 ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
 ※2 直前の国勢調査に基づく(今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)
 -なお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を画定、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。
 -立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される。②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：観光等地域資源の活用】
 ○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域
 (1) 歴史的風致維持向上計画
 (2) 観光圏整備実施計画
 (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】
 ○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
 (1) 広域的な立地適正化の方針※において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
 (2) 広域的な立地適正化の方針※と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
 ※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村
 ※広域的な立地適正化の方針は、基幹市町村と連携市町村が共同して作成したもの、又は都道府県（都道府県と市町村の連名を含む。以下同じ）が作成したもの。なお、令和9年度以降に作成される広域的な立地適正化の方針に位置付けられた地域生活拠点において実施される事業については都道府県が作成したものに限り。

【要件④：産業・物流機能の強化】
 ○産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む））であり、以下のいずれかの区域【(1)、(2)ともに、複数の要件を満たす必要】
 (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。
 （国策的プロジェクトは内閣府が選定）
 (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（団地面積が概ね10ha以上等の要件有り）
 【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】
 ●「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
 ●「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
 ●「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会
交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）
 ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

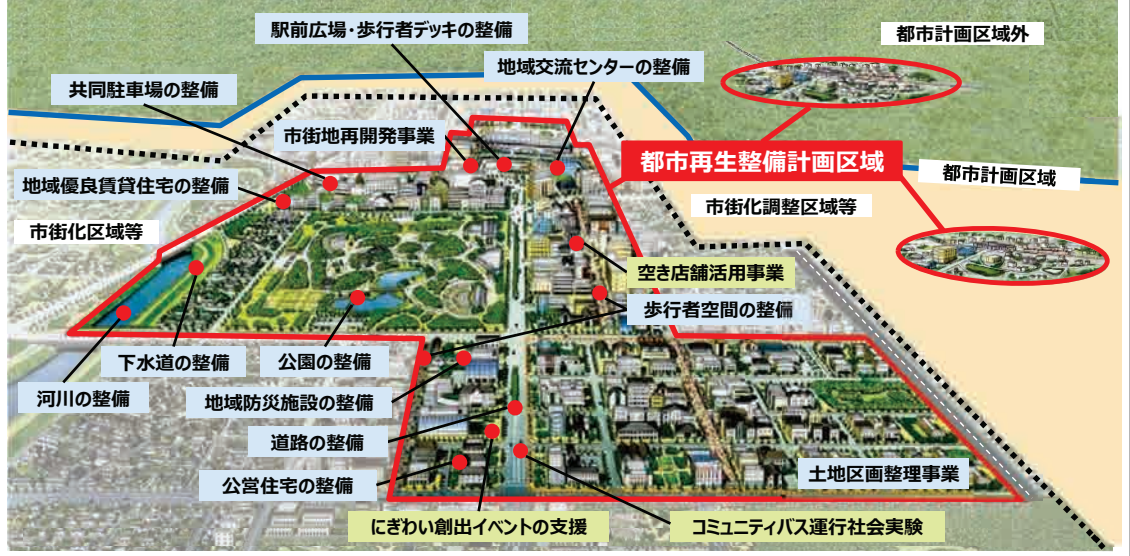
対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②③では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
 - ・災害リスクの高い地域を含まない区域
 - ・以下のいずれかの区域
 - （1）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
 ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
 - （2）市街化区域等内のうち、都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域
 - （3）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

－なお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。
 －立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】

- 地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※2
 - ・人口減少率が原則20%未満の市町村
 - ・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域
 - ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域
 - ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域
 - ・災害リスクの高い地域を含まない区域

【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】

- 地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
- ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
 - ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域
 - ・災害リスクの高い地域を含まない区域

※2 令和7年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。

都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

・交付対象：地方公共団体（組合等施行の場合は間接交付） ・国費率 1/3 または 1/2

事業の概要

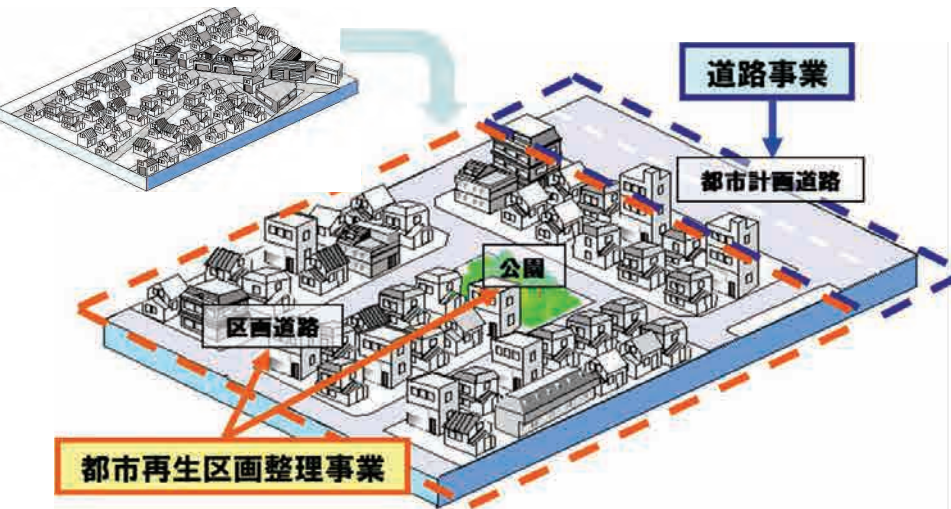
都市再生区画整理事業

- (調査) 都市再生事業計画案作成事業（国費率：1/3または1/2）
- (事業) 都市再生土地区画整理事業（国費率：1/3または1/2）
（都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ・地域生活拠点形成タイプ）
- 被災市街地復興土地区画整理事業（国費率1/2）
- 緊急防災空地整備事業（国費率1/2）

○交付対象費用（都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業）

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費等

都市再生区画整理事業と道路事業の併用地区のイメージ



都市再生土地区画整理事業（都市基盤整備タイプ）

○施行地区要件（以下の全てを満たす地区）

- ・施行面積 × 指定容積率 / 100 ≥ 2.0 ha
- ・直前国勢調査DID又は準DIDに過半が該当する地区（重点地区はDID又は準DID内）
- ・居住誘導区域（「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市」の区域を含む。）に過半が該当する地区
- ・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ
- ・施行前の公共用地率15%未満（幹線道路等を除く）
- 【重点地区（国費率：1/2）】上記の要件に加えて下記の括弧書きの要件等を満たす地区
 - ・安全市街地形成重点地区（施行地区内の老朽住宅棟数）
 - ・拠点的市街地形成重点地区（都市再生緊急整備地域に係る地区）
 - ・歴史的風致維持向上重点地区（歴史的風致維持向上計画に基づく事業）
 - ・都市機能誘導重点地区（都市機能誘導区域内）

被災市街地復興土地区画整理事業

○施行地区要件（以下の全てを満たす地区）

- ①被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域
- ②被災地の面積が概ね20ha以上
- ③被災戸数が概ね1,000戸以上

緊急防災空地整備事業

○施行地区要件（土地区画整理事業が予定される地区で次の要件のいずれかを満たす地区）

- ①都市計画決定済みで減価補償地区となると見込まれる地区かつ三大都市圏の既成市街地等のDID内の地区
- ②防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区
- ③高規格堤防の整備を一体的に事業を実施する予定の地区
- ④東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に存する地区
- ⑤被災市街地復興推進地域に存する地区

○交付対象となる費用

緊急防災空地（公共施設充当地）の先行取得に要する費用

○交付限度額

- ①は、予定される減価補償費の80%、②～⑤は、公共用地の増分の用地費の80%

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
 住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村もしくは都道府県が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。）＞
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備
 ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

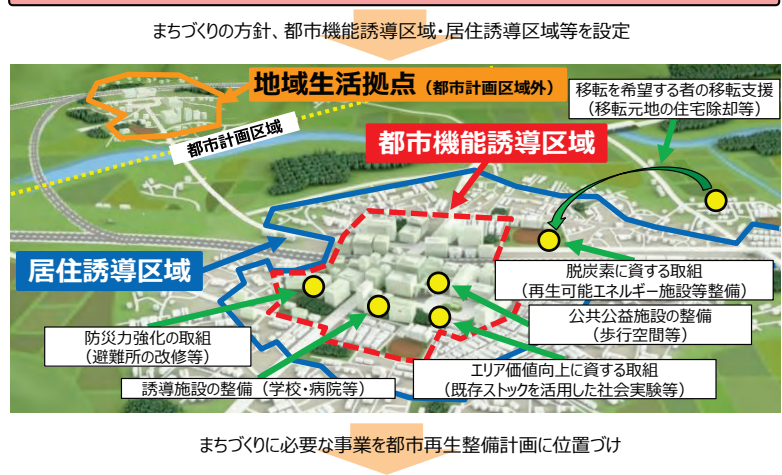
○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
 ※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」
 ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能
 ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
 ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
 ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表



まちなかウォーカブル推進事業

公共（補助・交付金）

車中心から人中心の空間へと転換を図り、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するため、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する事業

事業主体等 ●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1/2

施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

【基幹事業】
道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、駐車場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、子どもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等 ※国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
 - 街路空間の再構築
 - 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
 - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
 - 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
 - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
 - 1階部分のガラス張り化等の修景整備
- **既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity**
 - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
 - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
 - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
 - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



都市公園事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）の概要

- 地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の一つである都市公園事業により支援。

■ 都市公園事業の要件（概要）

○面積要件

- 2 ha以上の公園であること。
- ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上

○総事業費要件

- 全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業（ただし、都道府県事業は5億円以上）であること。

○都市公園等整備水準要件

- 市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
- ただし、国家的事業関連公園（国民体育大会や全国都市緑化フェア、オリンピックの会場等）や防災公園等は除く。

○交付対象

- 地方公共団体が実施する以下の事業
 - (1) 都市公園の用地の取得
 - (2) 公園施設の整備

○国費率

交付対象	国費率	都道府県・市町村の負担
用地	1 / 3 (1 / 2 ※1)	2 / 3 (1 / 2 ※1)
施設	1 / 2 ※2	1 / 2 ※2

- ※1 () は、沖縄振興特別措置法に基づくもの
- ※2 事業主体が歴史的風致維持向上支援法人の場合、地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の1/2以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の1/3以内

主な個別補助制度①

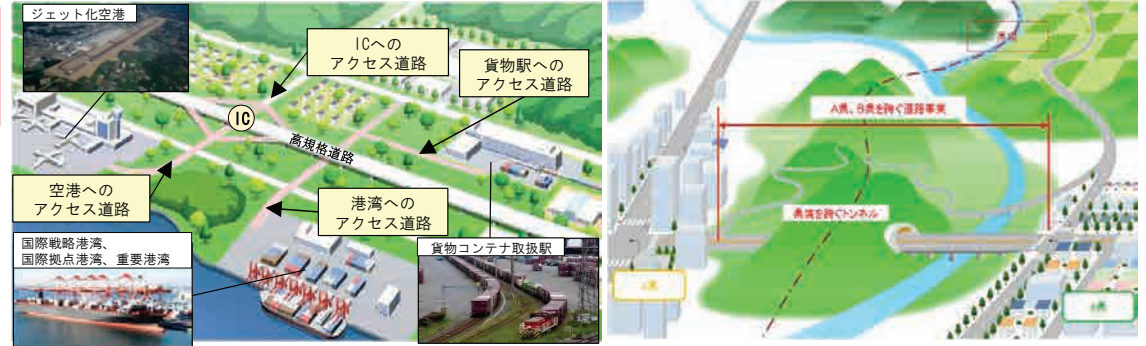
高規格道路・ICアクセス道路等補助制度

広域ネットワークを形成する等の性質に鑑みた高規格道路の整備及び、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する「重要物流道路」の整備について計画的かつ集中的に支援

高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援

物流の効率化など生産性向上に資する空港・港湾等へのアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援

都府県境を跨ぐ構造物の整備を伴う道路の整備について計画的かつ集中的に支援



IC・空港・港湾等アクセス道路補助イメージ

都府県境道路整備補助イメージ

道路メンテナンス事業補助制度

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新、撤去等）に対し計画的かつ集中的に支援

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



無電柱化推進計画事業補助制度

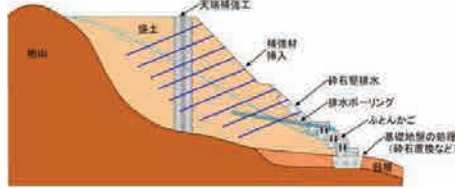
「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づく事業を計画的かつ集中的に支援



主な個別補助制度②

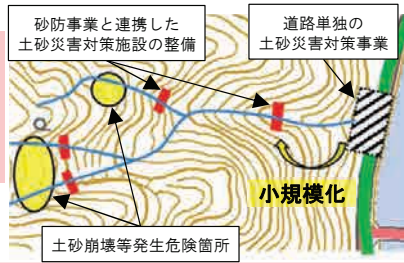
道路盛土のり面防災対策補助制度

令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面点検に基づく防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援



土砂災害対策道路事業補助制度

重要物流道路等において、砂防事業と連携し実施する土砂災害対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援



交通安全対策補助制度

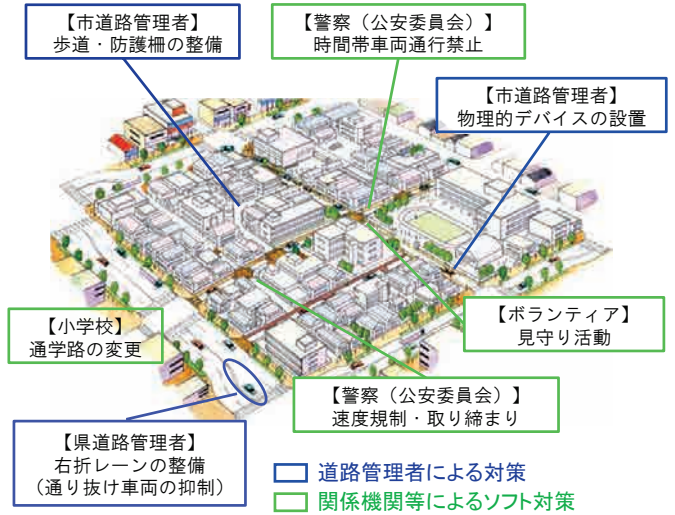
通学路緊急対策

通学路の安全を早急に確保するため、千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について計画的かつ集中的に支援

地区内連携

一定の区域において関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき実施する交通安全対策を計画的かつ集中的に支援

交通安全対策補助制度 イメージ



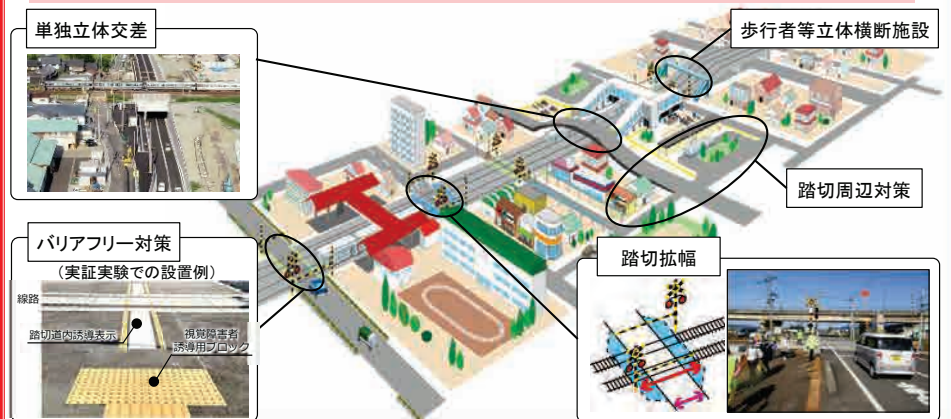
連続立体交差事業補助制度

道路と鉄道の交差部が連続する鉄道の一定区間を高架化又は地下化することで、交通の円滑化と分断された市街地の一体化による都市の活性化に資する事業を計画的かつ集中的に支援



踏切道改良計画事業補助制度

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について計画的かつ集中的に支援



道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の概要

※下線部はR8拡充・見直し内容

- 社会資本整備総合交付金においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、広域的な道路計画や災害リスク等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。
- 防災・安全交付金においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

社会資本整備総合交付金

＜ストック効果を高めるアクセス道路の整備＞

- 駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業



＜歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業＞

- 歩行者利便増進道路に指定された道路（見込みを含む）における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業



＜道の駅の機能強化＞

- 「防災道の駅」、「道の駅」応援パッケージに選定された「道の駅」の機能強化
- 子育て応援等の「道の駅」の機能強化（衛生環境の改善等を含む）
- 道の駅の防災設備等の機能強化



＜公共交通の走行環境整備＞

- 交通やまちづくりに関する計画に位置付けられた公共交通の走行環境整備（自動運転を含む）



＜道路脱炭素化推進計画に基づく事業＞

- 低炭素アスファルトを活用する事業
- 道路照明のLED化を行う事業



防災・安全交付金

＜子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策＞

- 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策
- ⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分
- 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策
- 鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化
- 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備



歩道拡幅



自転車通行空間の整備

- ⇒自転車道、自転車専用通行帯の整備およびナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分

＜国土強靱化地域計画に基づく事業＞

- 重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業
- 災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



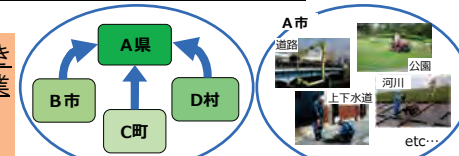
重要物流道路の代替路や補完路の整備

法面法枠工

雪崩防止柵

＜地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）に基づく事業＞

- 群マネの実施方針（公表）に基づき広域連携事業又は多分野連携事業にて行う老朽化対策（舗装・附属物等）

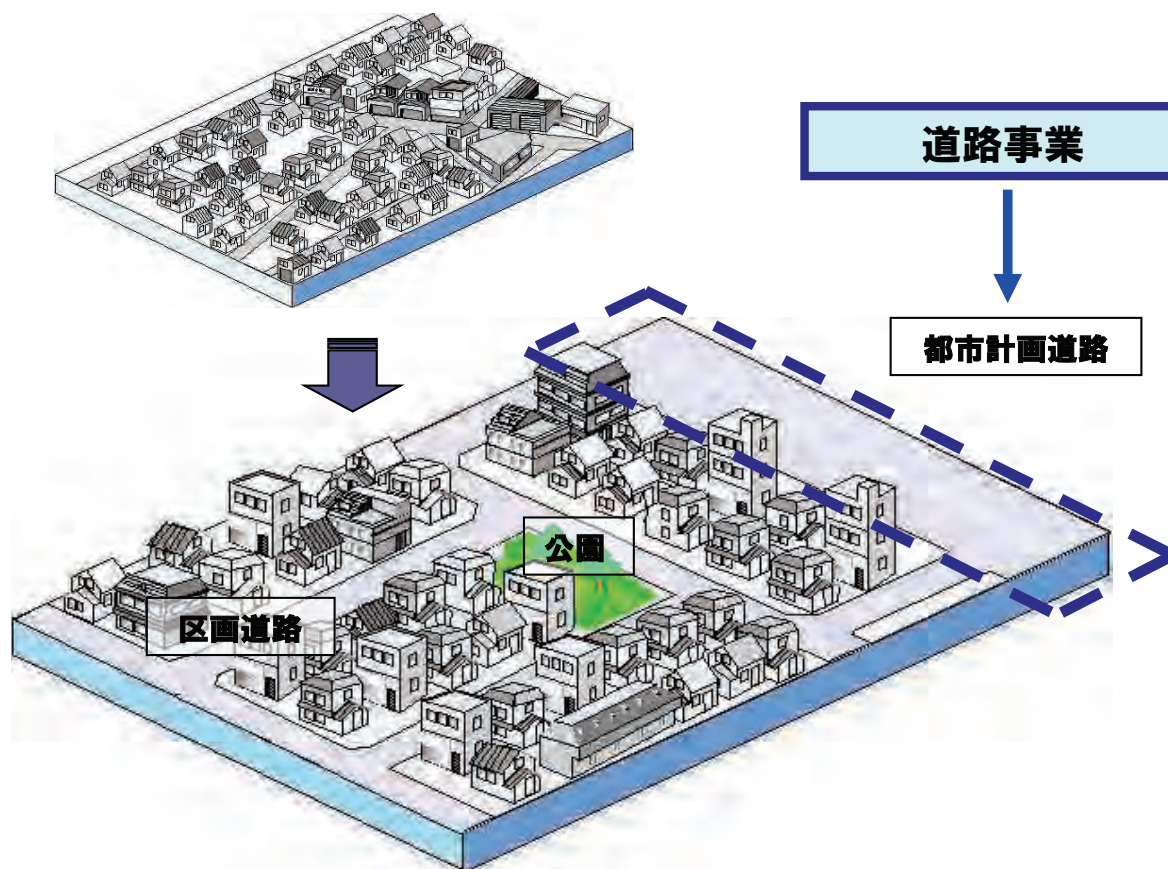


広域連携のイメージ

多分野連携のイメージ

- 土地区画整理事業により施行地区内の都市計画道路等が整備されることに着目し、社会資本整備総合交付金等※の道路事業により支援
- 施行地区内の都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費(用地費、補償費、築造費、舗装費等の額の合計)を限度額として交付

※要件を満たす場合、無電柱化推進計画事業、踏切道改良計画事業、交通安全対策事業(通学路緊急対策)等でも支援可能



交付対象：

地方公共団体(地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業を施行する者を含む)

国費率：

新設 1 / 2等
(土地区画整理法第121条等)
改築 1 / 2、5.5 / 10等

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：令和8年度～令和12年度）

空き家の除却・活用等への支援(市区町村向け)

<主な実施要件>

○ 空き家の除却事業及び活用事業の実施(<補助対象事業>の①及び②)

※空家等管理活用支援法人を指定している場合又は
空家等活用促進区域を指定している場合は本要件を免除

<補助対象事業>

① 空き家の除却

ー特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等

② 空き家の活用

ー地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修

③ 空き家を除却した後の土地の整備

④ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ

⑤ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握

⑥ 空き家の所有者の特定

※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)でも支援が可能。

⑦ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務

⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業(附帯事業)

ー行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等

⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業(促進事業)

<主な補助率>

赤字はR8年度拡充事項

(空き家の所有者が実施する場合)

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

(空き家の所有者が実施する場合)

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

支援法人
業務

国	地方公共団体
1/2	1/2

※1法人あたり、補助期間最大3年
(空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし)
※令和8年度より、支援法人業務の補助対象業務を追加

モデル的な取組への支援(NPO・民間事業者等向け)

①調査検討等支援事業(定額) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援

②改修工事等支援事業(除却:2/5、活用:1/3) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

鉄道ネットワークの安定性の向上等に資する駅の改良や、バリアフリー施設の整備について支援

補助対象事業（事業メニュー）

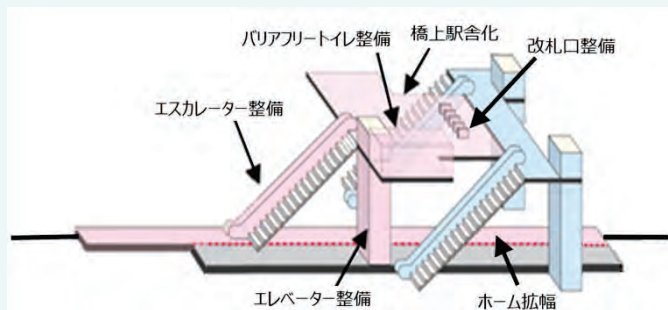
① 駅改良事業

地方公共団体の策定する地域公共交通計画等に位置づけがある駅かつ
鉄道ネットワークの安定性等の向上に資する事業

◎ 駅改良（利用者の利便性・安全性の向上）

- ・橋上駅舎化
 - ・改札口、通路新設等の乗換利便性向上
 - ・ホーム・コンコース拡幅等の利便性向上 等
- ※ホーム拡幅による混雑緩和、改札からホームへのアクセス性向上等

[橋上駅舎化等の例]



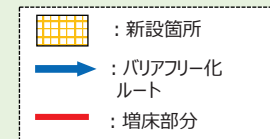
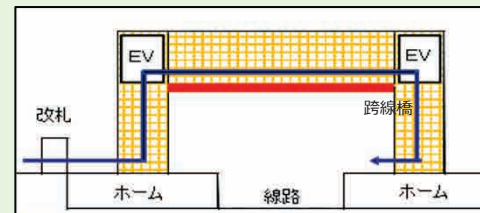
- (+)
- **バリアフリー施設**
 - ・エレベーター 等
- ※必須ではない

② バリアフリー化事業

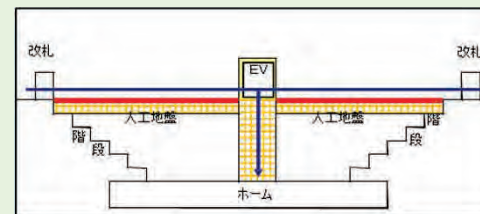
- **駅改良（バリアフリー施設の整備に必要な改良）**
- ・跨線橋、人工地盤 等

- ◎ **バリアフリー施設**
- ・エレベーター、ホームドア
- バリアフリートイレ 等

[跨線橋新設+エレベーター設置の例]



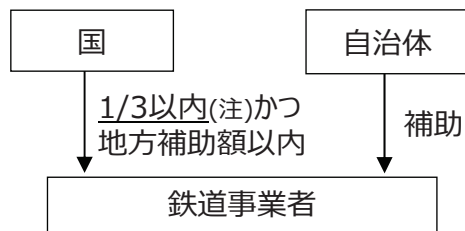
[人工地盤設置+エレベーター設置の例]



◎ : 主要な事業

補助スキーム

地方自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において整備計画を策定



<補助対象外>

- ・JR本州三社及び大手民鉄の三大都市圏の駅
- ・①において利用者数15万人/日以上等の駅等

(注) ・②においてバリアフリー基本構想に位置づけられた駅は1/2以内
・所在する市区町村の直近の財政力指数が1.0以上の駅や、
②において利用者数3万人/日以上等の駅は補助率が異なる

※経過措置分を除く

都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道整備事業費補助)

地下高速鉄道は、都市における基本的な社会資本であり、国民の日常生活に密接に関連した施設として、大都市における交通混雑の緩和、都市機能の維持・増進に寄与することから、その整備の必要性及び緊急性は極めて高い。このため、新線建設費、耐震対策工事費、浸水対策工事費及び大規模改良工事費の一部を補助し、地下高速鉄道の建設を促進する。

○補助の概要 (地下高速鉄道整備事業費補助)

- 補助率……………補助対象建設費の35%
- 補助対象事業……新線建設、耐震対策工事、浸水対策工事及び駅施設の大規模改良工事
- ※地方公共団体も同様の補助を実施。
- 補助対象事業者……………
 - 公営地下鉄事業者
(札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、福岡市)
 - 東京地下鉄(株)
 - 準公営地下鉄事業者
(大阪市高速電気軌道(株)、関西高速鉄道(株))

○新線建設

・新線建設を推進

○なにわ筋線整備事業

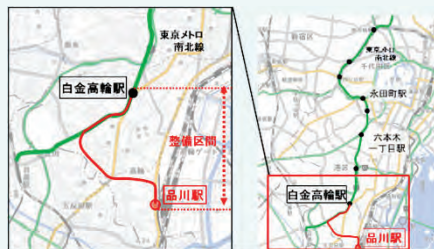
- 建設区間：大阪～JR難波/南海新今宮(7.2km)
- 開業予定：令和13年春

○有楽町線の延伸事業

- 建設区間：豊洲～住吉(4.8km)
- 開業予定：2030年代半ば

○南北線の延伸事業

- 建設区間：品川～白金高輪(2.5km)
- 開業予定：2030年代半ば



○浸水対策

- 浸水被害が想定される地下駅等(出入口、トンネル等)について、止水板や防水ゲート等による浸水対策を推進。



止水板



防水扉



防水ゲート

○耐震対策

- 地下鉄利用者の安全確保のため、駅・高架橋等の耐震対策工事を推進



高架橋の耐震対策

○駅施設の大規模改良

- エレベーター等の整備によりバリアフリー化を推進。
- 接触転落事故等に対応するため、可動式ホーム柵の設置を推進。
- 平面交差箇所の立体交差化、ホーム・コンコースの拡充等により列車運行の円滑化を図る。



バリアフリー化



可動式ホーム柵の設置

空港アクセス鉄道等整備事業費補助の概要

1. 制度の概要

経済活動のグローバル化が進展する中での都市の国際競争力の向上や、地域の連携・交流の促進を通じた地域の活性化等の観点から、空港アクセス鉄道及びニュータウン鉄道（以下「空港アクセス鉄道等という。」）の整備が求められている。このため、その建設費、耐震補強工事費及び大規模改良工事費の一部を補助することにより、空港アクセス鉄道等の建設を促進する。

（参考）補助金の性格：資本費補助（公債発行対象経費）

2. 補助の概要

（1）国の補助率

- ・補助対象建設費の18%（空港アクセス鉄道）
但し、成田高速鉄道アクセス整備事業については1/3
- ・補助対象建設費の15%（ニュータウン鉄道）
- ・地方公共団体も同様の補助を実施

（2）補助対象事業費

（建設費－総係費－建設利息－開発者負担金）×80%

幹線鉄道等活性化事業(旅客線化)

1. 制度の概要

大都市における貨物沿線地域の活性化及び通勤・通学輸送力の確保を図るため、第三セクター等が行う貨物鉄道の旅客線化工事費の一部を補助するものである。

(参考)補助金の性格:資本費補助(公債発行対象経費)

2. 補助の概要

(1) 補助率

補助対象経費(事業に要する経費の90%に80%、90%を乗じた額)の20%以内

なお、地方公共団体も同様の補助を実施

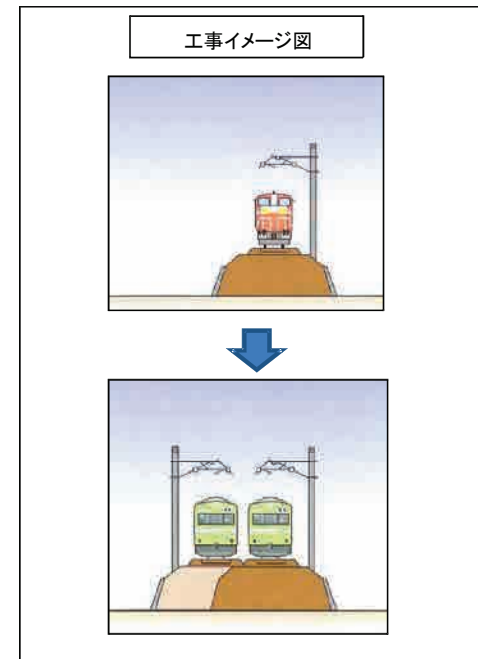
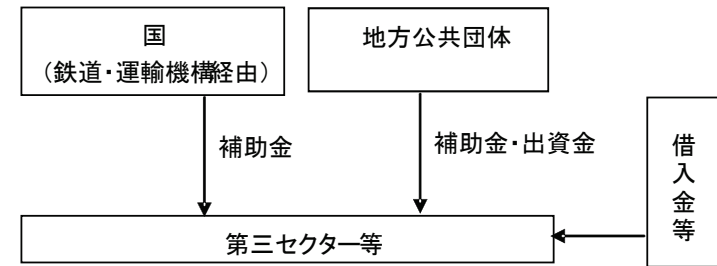
(2) 補助対象建設費

土木費・線路設備費、開業設備費、用地費

3. 資金フレーム

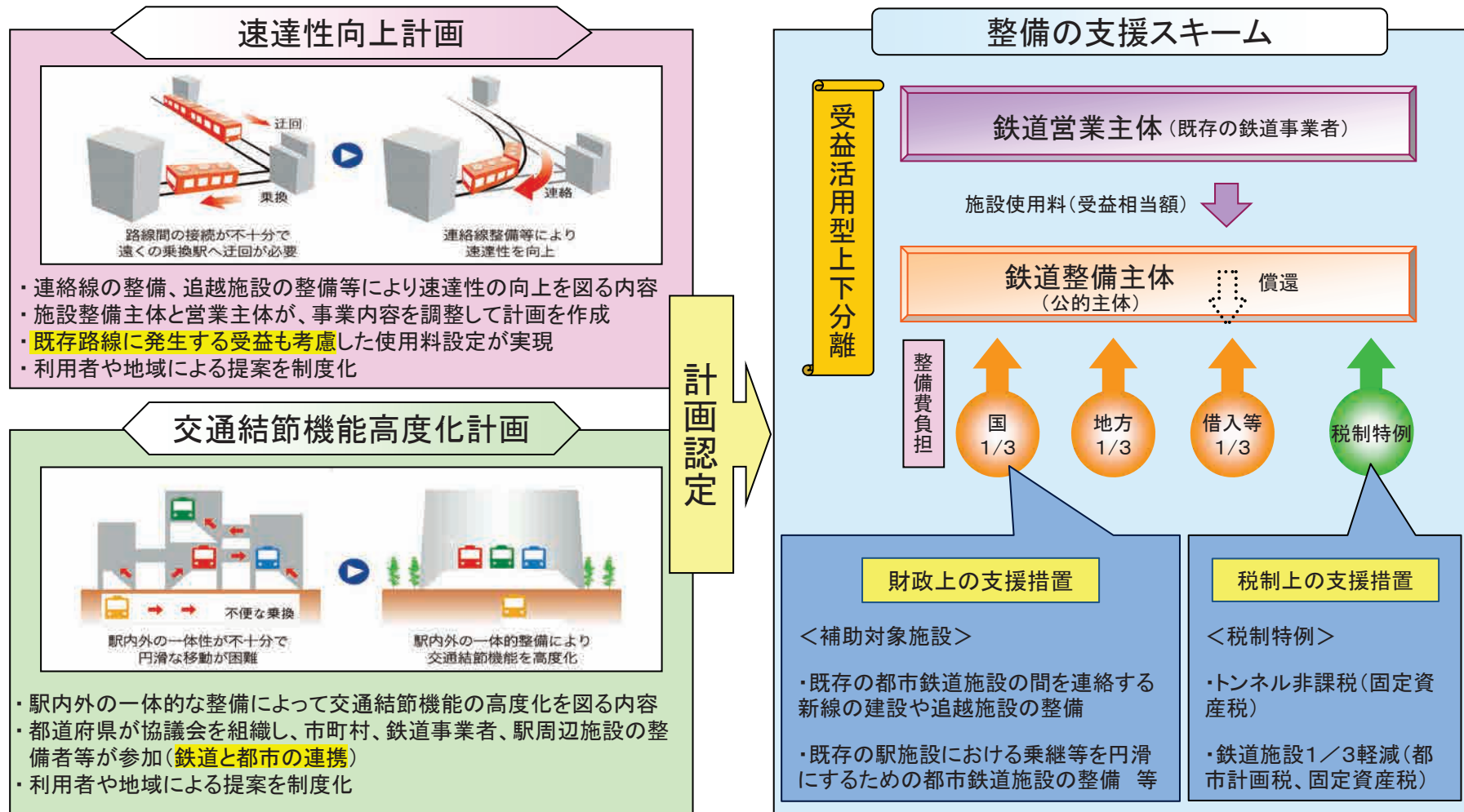
補助金 26%		借入金等 74%
国 13%	地方 13%	
(90% × 80% × 90% × 20%)	(90% × 80% × 90% × 20%)	

4. 資金の流れ及び工事イメージ



都市鉄道利便増進事業の制度概要

- 都市鉄道等利便増進法（H17.8施行）に基づき、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設の整備により、都市鉄道等の利便を増進
- 施設を借りて営業する主体が、施設整備主体に対し、当該施設整備による受益の範囲内で使用料を支払う「受益活用型上下分離方式」を採用



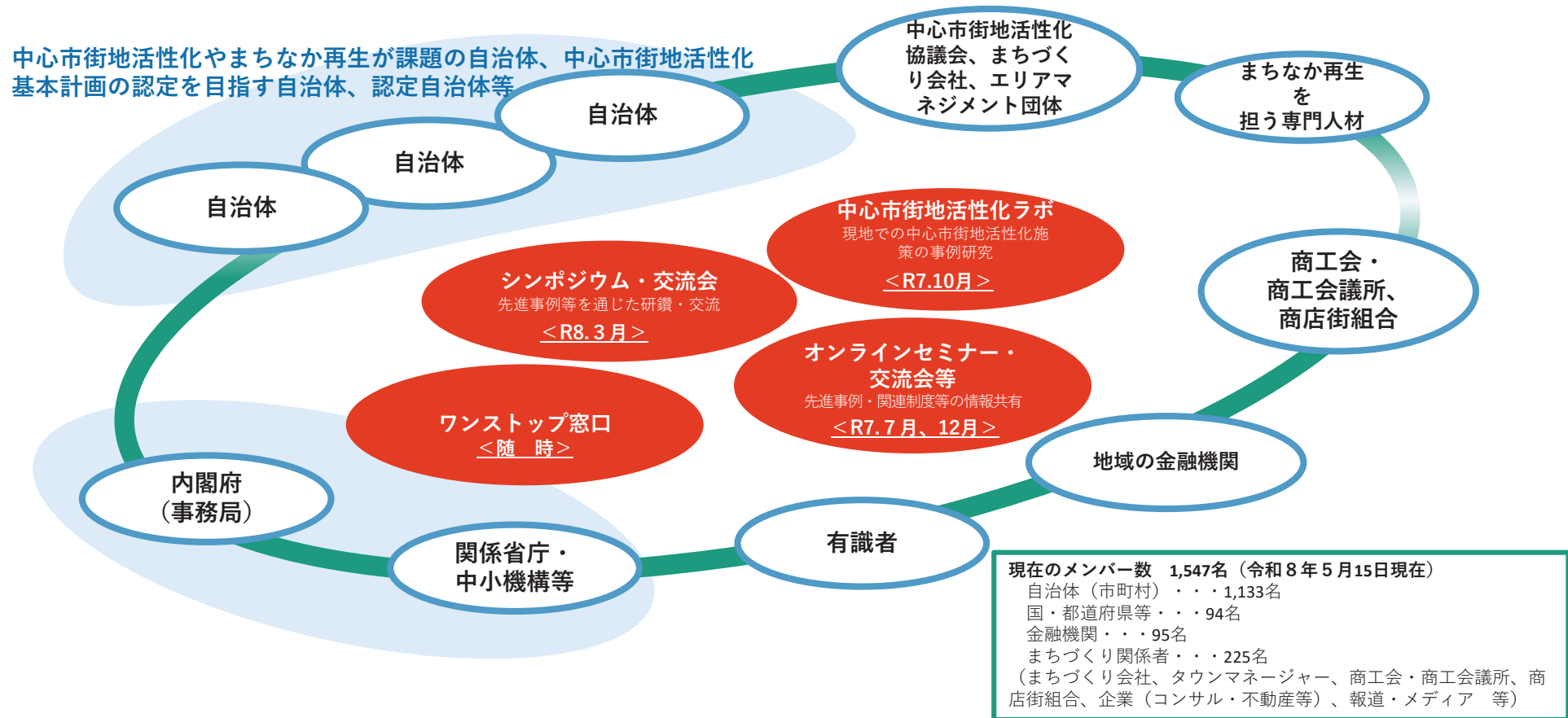
2. その他の取組

内閣府の取組

中心市街地活性化プラットフォームについて

- ・ 中心市街地活性化について、市町村の様々な声やニーズを発掘しきれていない。市町村の主体的な取組情報を発信する機会に乏しく、自治体では他地域で実践されている事業や取組の内容を参考にできていないと考えられることから、自治体間の交流・連携の環境が整備されていない状態。
- ・ 中心市街地活性化を多角的、重層的に推進するためには、各地域のステークホルダーが自ら各種の知見やノウハウ等の情報を発信・共有し、互いに地に還元する仕組みが必要。

→各地域のステークホルダー間の**交流・連携、情報の発信・共有の場「中心市街地活性化プラットフォーム」**



中心市街地の活性化への機運醸成と実践事例の横展開を強力に推進
ステークホルダーのネットワーク形成、相互の研鑽・交流促進

中心市街地活性化プラットフォームの取組実績①

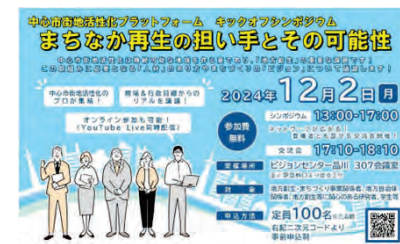
【令和6年度】

- 中心市街地活性化プラットフォーム キックオフシンポジウム
「まちなか再生の担い手とその可能性」

開催日：令和6年12月2日（月） 参加者237人（会場70人、オンライン167人）

<https://www.youtube.com/watch?v=k3gl3oajNS8>

https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/symposium/20241202_report.html



- 中心市街地活性化ラボin鳥取
「リノベーションによるまちなか再生を考える」

開催日：令和7年3月10日（月）、11日（火） 研究生：5人、聴講生4人

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/lab/20250310/report.html>



【令和7年度】

- 中心市街地活性化プラットフォーム オンラインセミナー
「イノベーションが生まれる「まちなか」を目指して」

開催日：令和7年7月31日（木） 参加者：166人

<https://www.youtube.com/watch?v=E00rfWOUWX0>

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/webinar/20250731/report.html>



- 中心市街地活性化ラボin長岡
「イノベーションが生まれる「まちなか」を目指して」

開催日：令和7年10月2日（木）、3日（金） 研究生：5人、聴講生：5人

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/lab/20251002/report.html>



中心市街地活性化プラットフォームの取組実績②

【令和7年度】

- 中心市街地活性化プラットフォーム オンラインセミナー
「中心市街地活性化×金融機関によるまちづくり」

開催日：令和7年12月18日（木） 参加者：243人

<https://www.youtube.com/watch?v=PdNVwZw5Gds>

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/webinar/20251218/report.html>

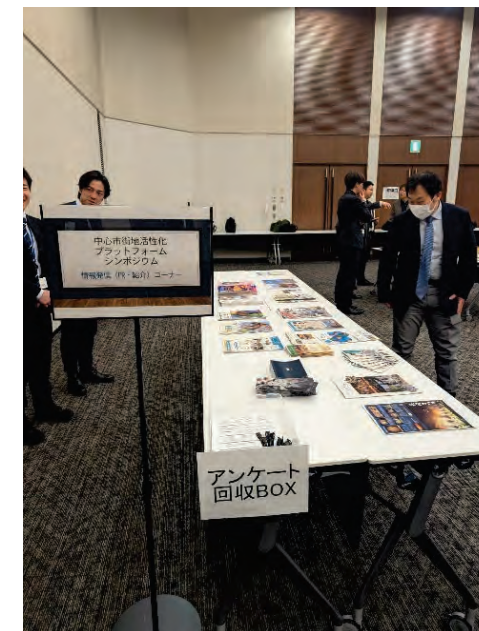
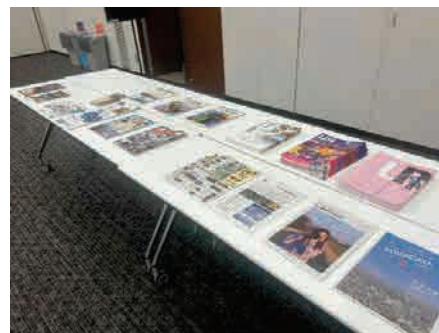


- 中心市街地活性化プラットフォーム シンポジウム
「イノベーション、スタートアップ、起業・創業…「挑戦」を醸す まちなかへ
～行政、産業、大学、地域金融、多様な主体が共創する中心市街地活性化～」

開催日：令和8年3月12日（木） 参加者190人（会場50人、オンライン140人）

<https://www.youtube.com/watch?v=KlbO-bLsXM8>

https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/symposium/20260312_report.html



一般財団法人地域総合整備財団 (ふるさと財団) の取組

地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業)概要



- まちなか再生に取り組む市町村等が、専門的知識や実務的ノウハウを有する
外部専門家を活用して実施する各種ソフト事業について、その費用の一部を支援する事業
- 特徴は「外部専門家と取組む市町村の費用の支援」と「まちなか再生の有識者からの取組に対する助言」がセット

外部専門家の取組に
かかる費用の支援



まちなか再生の有識者
からの助言

- まちなか再生は、外部専門家が、建築や都市計画、不動産、デザイン、コミュニティ・ビルディング、ファイナンスといった複数分野の専門性を総覧しつつ、領域横断的に活動をマネージしていくことが望ましいことから支援を行う
- 当財団が組織する有識者委員会「まちなか再生アドバイザー会議」が現地に赴き、取組に対する助言を行う
- 単独の市町村等の場合、補助金額は補助対象経費の2/3以内(ただし、700万円を上限とする)
当該対象業務に係る補助金を、国、独立行政法人、他の公益法人等から受けていないこと
- 具体的な成果に結びつくよう、最大3年間にわたり伴走支援(毎年申請が必要)
- 取組の熟度に応じ「外部専門家短期派遣事業(※)」から翌年度以降に「まちなか再生事業」へステップアップが可能

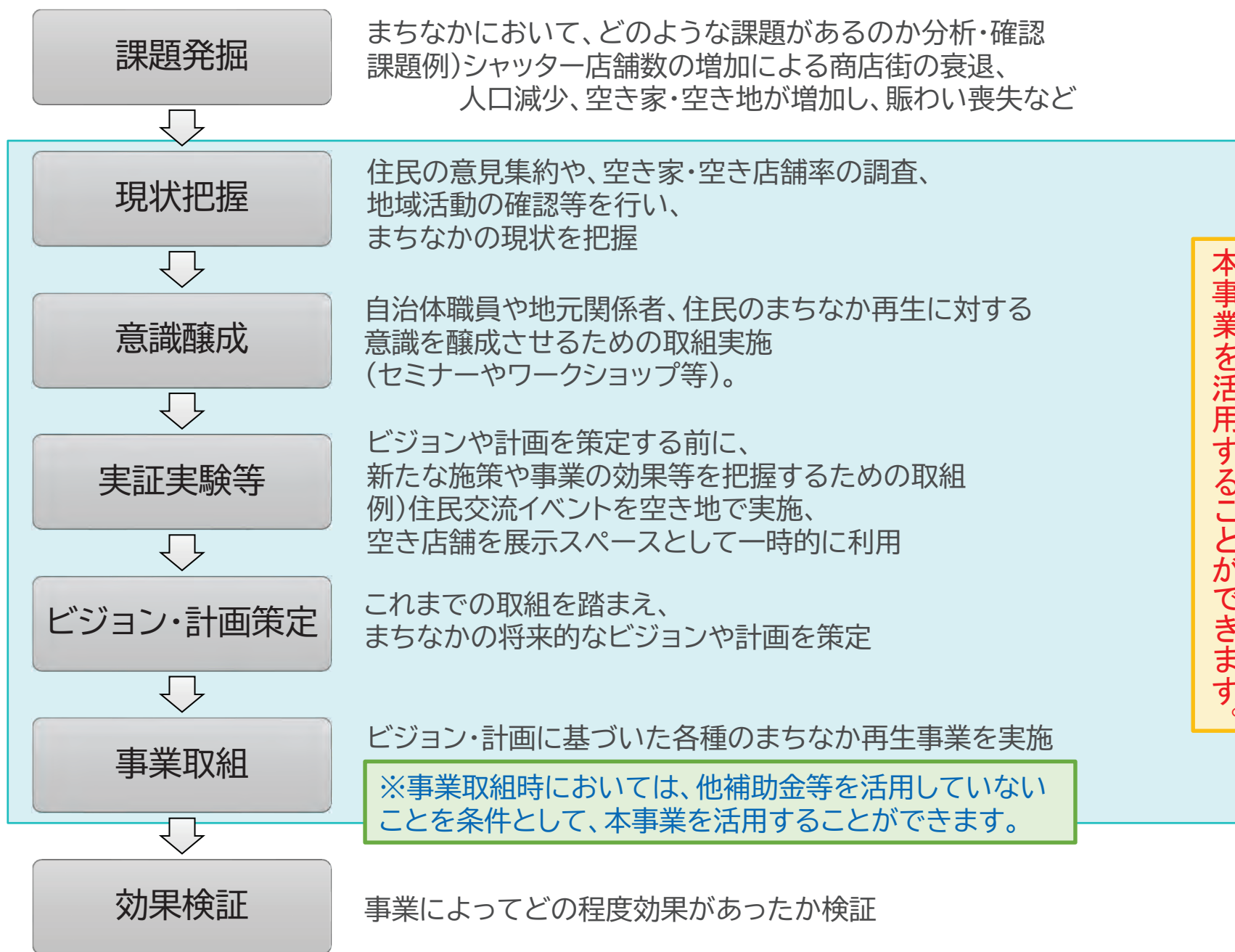
令和8年度事業の採択スケジュール (令和8年4月23日現在、外部専門家短期派遣事業のみ申請可能)

	まちなか再生事業(募集終了)	外部専門家短期派遣事業(※)
事業申請の事前相談	令和7年9月1日(月)～12月5日(金)	令和7年9月1日(月)～令和8年7月31日(金)
事業申請の受付期間	令和7年10月1日(水)～12月5日(金)	令和7年10月1日(水)～令和8年7月31日(金)
交付決定	令和8年2月5日(木)	申請月の翌月末

※外部専門家
短期派遣事業とは

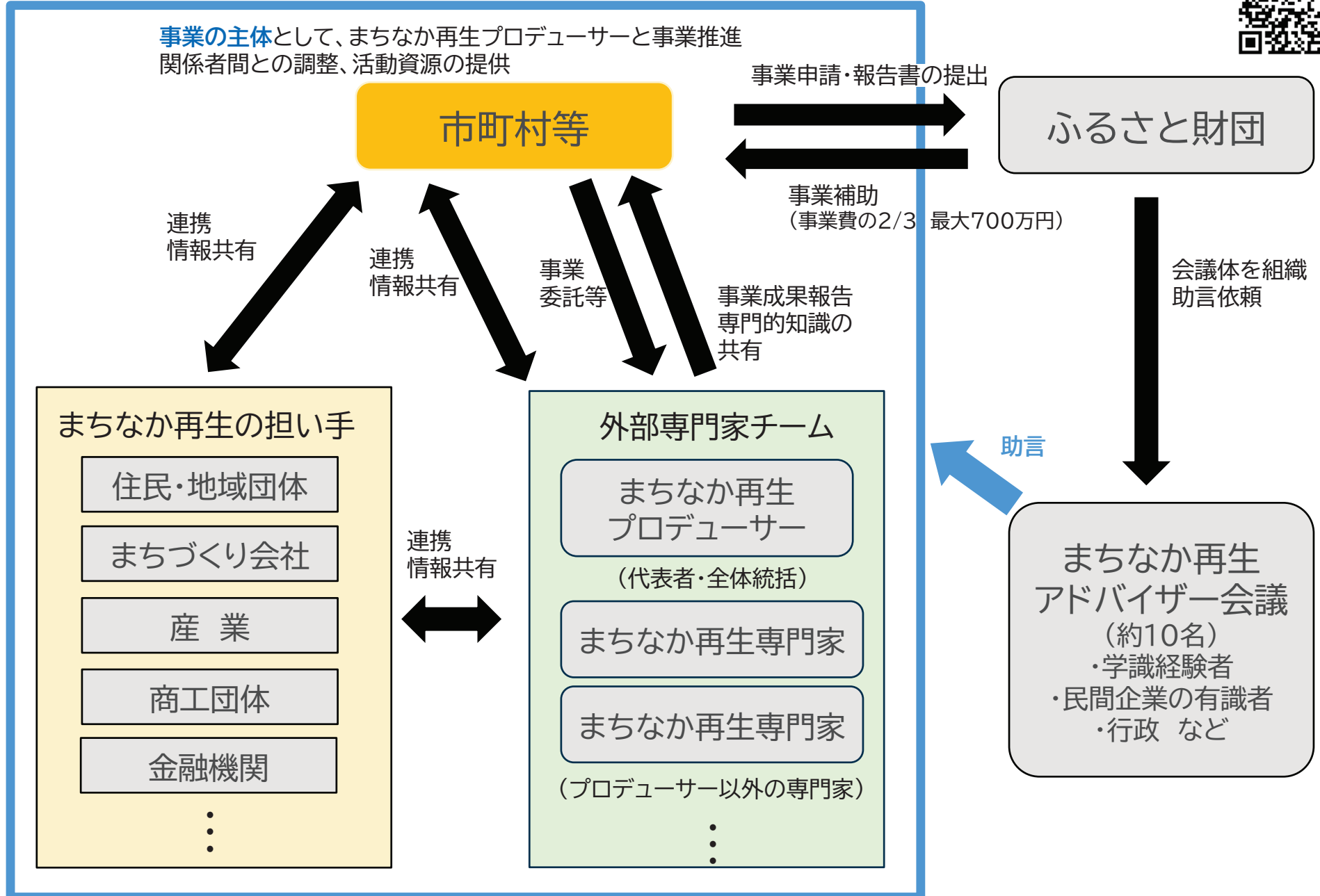
- ◆ 市町村に対し、外部専門家を派遣し、現地調査で地域課題の抽出や課題解決の方向性を提言。
- ◆ 派遣回数:1市町村あたり1回
- ◆ 派遣費用:財団が全額負担

まちなか再生事業の流れ



現状把握〜事業取組までの段階で、
本事業を活用することができます。

まちなか再生事業の事業概念図



まちなか再生事業の事例



島根県江津市 – (R2年度)

外部専門家

高野 由之(株式会社ARTH)

- ・有福温泉エリアは、山陰の伊香保とも称される人気観光地であったが、近年は客数も減少し、空き店舗や空き家により、温泉街のまち並みが衰退。
- ・温泉付きワーキングスペースやグランピング施設の整備に加え、泊食分離の導入など「温泉地まるごとホテル」化を推進。エリア外の事業者に対して飲食店開業の誘致を行い、旅館の負担軽減とエリア全体の回遊性を高めることを目指しました。
- ・プロジェクトを継続して進めた結果、事業開始時点では営業中の旅館が3軒、飲食店が0軒だったが、令和6年度までに**旅館10軒、飲食店3軒に増加**。
- ・事業終了後もまちなか再生を継続し、令和2年度は約6,000人だった年間宿泊者数も、**令和6年度には約15,000人まで回復**。



有福温泉のまちなみ(R2撮影)



現地会議の実施(R2撮影)



物件の再生(R2撮影)



セントラルキッチン機能として
飲食店へ再生(R7撮影)